平成24年度　事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

継続

事務事業名称	浄化槽設置・維持管理促進事業								予算事業名	浄化槽管理指導							
コード	48	－	23	－	03	－	00		予算事業コード	会計	10	款	04	項	02	目	03
担当部署	環境部		環境保全課			水質・浄化槽担当											

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け　　位置付けなしの場合

法令による実施義務　義務ではない

基本目標(章)	3章	人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち	根拠となる法令、条例等	川越市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、川越市居住用合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱
方向性(節)	3節	自然と調和した基盤づくり		
施策	3	公共下水道の整備	個別計画等の名称	川越市生活排水処理基本計画
細施策	1	生活排水施設の整備		

2. 事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	①単独浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する者、②浄化槽の適正な維持管理を行っている者に対し、補助を実施することにより、生活排水による河川等の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図る。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	①浄化槽整備区域を中心に、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する場合に補助する。 ②下水道供用開始区域以外の区域にある合併処理浄化槽について、法定回数の保守点検・清掃・法定検査を実施した場合に補助する。

3. 実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		76,092	68,558	41,065	35,355	35,771	
事業費	A	70,169	45,683	38,154	33,232	35,771	35,771
人件費	B	8,140	8,140	10,170	10,170	11,650	11,650
総コスト（C＝A＋B）		78,309	53,823	48,324	43,402	47,421	47,421
正規職員（1年間の従事人数）		1.10人	1.10人	1.25人	1.25人	1.45人	1.45人
臨時職員（1年間の従事人数）		0.00人	0.00人	1.00人	1.00人	1.00人	1.00人
国県支出金	D	28,795	15,101	19,460	15,219	13,760	13,760
その他特定財源	E		916				
市の財政負担（＝C－D－E）		49,514	37,806	28,864	28,183	33,661	33,661

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

活動	:中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
活動	合併処理浄化槽設置補助金申請件数	件	199	149	147	41	各年度の補助件数
活動	合併処理浄化槽維持管理補助金申請	件	518	709	807	856	各年度の補助件数
成果	全浄化槽中の合併処理浄化槽割合	%	—	34.5	44.5	48.8	合併処理浄化槽数÷全浄化槽数(事業系含む)
成果	法定検査実施数	件	1,103	1,610	1,853	2,154	法定検査(7条、11条)実施数

中心指標の考え方	本事業以外にも成果指標に関わる事業があるため、成果指標を意識しつつ活動指標で評価する。
指標に基づく評価	①平成23年度に設置補助を改正し、新築への補助を対象外としたため申請件数は減りましたが、県補助を活用し配管費補助を新設するなどして、目的とする転換件数は増加した。 ②維持管理補助の金額を変更し、限られた予算内で申請件数を増やし効果を上げた。

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1)　現在の課題と状況　　効率性に課題

①「川越市生活排水処理基本計画」における、平成37年度を目標に浄化槽整備区域内の生活排水処理を100%にする目標を達成するために、合併処理浄化槽への転換を本事業を含め、いかに効果的に促進していくかが課題である。
②全県レベルで実施率の低い法定検査の実施を本事業を含め、いかに促進していくか課題である。

(2)　比較参考値（他市での類似事業の例など）

①県内の約8割の自治体で設置補助事業を実施している。
②維持管理補助は、埼玉県内では本市を含め5市1町での実施であり、先進的な取り組みとなっている。

(3)　事業を廃止・縮小したときの影響

①設置補助を廃止した場合、単独処理浄化槽で既に水洗トイレを享受できているため、転換への動機づけがなくなり、目的が達成できなくなる。
②維持管理補助を廃止した場合、補助により誘導できている部分が実施をやめてしまう可能性がある。(特に、第三者機関による法定検査)

(4)　**所属長自己評価（今後の方向性）**　　**継続**

下水道事業や農業集落排水事業を享受できない区域において、浄化槽の設置と維持管理は、設置者が自ら行う必要があり、それにより行政目標が達成できるものであるため、①引き続き国・県の補助を活用しながら補助事業を実施することにより、目的の達成を促進していく必要がある。また、②維持管理については毎年継続して実施する必要があるため、新設段階から啓発を徹底するなど他の事業と併せて効果を上げる。